

就職激励金

期間：令和8年3月31日まで

●交付対象要件 次のすべての要件を満たしていること

- ① 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間に正社員として採用された新卒者（学校卒業後、1年以内に就職した人。ただし、公務員は除く）
- ② 町内在住者または採用日後1ヵ月以内に本町に転入した者で、引き続き1年以上定住する者であること
- ③ 同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと。
- ④ 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑤ 過去にこの激励金の交付を受けたことがないこと。

※正社員とは・・・

この激励金の交付に関する正社員とは、雇用保険法（昭和49年法律第116条）第4条第1項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の定めがない労働契約により雇用され、フルタイムの勤務形態により常勤する者をいいます。



●激励金額 5万円

●申請期間 正社員として採用された日から3ヶ月以内（試用期間を除く。）
※ただし、令和8年1月1日以降に採用された場合は、令和8年3月31日までに申請すること

●申請時必要書類

- 交付申請書
- 住民票謄本（本籍地記載あり）
- 雇用契約書、労働条件通知書の写しまたは在職証明書
- 最終学歴における卒業証明書または卒業証書の写し
- 町税等の未納がない証明書（満18歳以上の世帯全員分。ただし、当該世帯員のうち申請年度の前年の1月1日時点で本町の住民基本台帳に記載されている者を除く）

※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません。

●その他

次の場合は、激励金を返還していただきます。

- ① 激励金交付決定後1年以内に転出した場合
- ② 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先

南関町役場 まちづくり課

電話：0968-57-8501